

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第七小学校
校長名 松丸 渉 公印

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法及び教育基本法を基調とし、人間尊重の精神に基づく教育を推進し、心身ともに健康で、知性と感性に富み、短期的な幸福のみならず、将来にわたる持続的な幸福を追求し、国際社会の中で共に生きることのできる、思いやりのある人間性豊かな児童を育成する。そのために児童の実態を基に、保護者・地域住民の願いを込めて、次に掲げるめざす児童像を設定する。

○すすんで学ぶ子ども ○協力して責任を果たす子ども ◎健康で心豊かな子ども

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア すすんで学ぶ児童を育成するために、授業改善に取り組み、学習指導を充実させる。

- ① 基礎的・基本的な学力の定着を図り、自ら課題を発見し解決に向かって追究するために対話を重視した授業、自分なりに解決したことを表現する授業を充実させる。また、1人1台の学習用端末を効果的に活用し、指導方法や指導形態を工夫するとともに、個に応じた指導を充実させる。
- ② 地域教材を活用したり、地域の方々と連携したりして教育活動の充実を図る。
- ③ 読書活動を通して、学びに対する興味・関心を高め、多様なものの見方や考え方を養う。

イ 協力して責任を果たす児童を育成するために、関わりを重視した活動を推進する。

- ① 「認め合い」「励まし合い」「高め合う」望ましい集団活動を通して、「自分も友だちも大切にする」をキーワードに、児童相互が信頼し、協力し合えるような支持的風土のある学級・学年・学校集団を形成する。
- ② 児童理解に基づいた生活指導を充実させ、児童相互の良好な人間関係の醸成を図り、いじめ等の未然防止に努める。

ウ 健康で心豊かな児童を育成するために、健康増進・体力向上と道徳教育に関する指導の充実を図る。

- ① 令和6年度までの東京都体育健康教育推進校として取組を継続し、「主体的・対話的で深い学び」について授業研究をすすめるとともに、第七小学校の健康教育の充実を図る。体育科の学習をはじめ教育活動全般において、何事にも前向きに取り組める児童の育成をめざす。
- ② あらゆる偏見や差別の解消をめざし、人権教育に取り組むとともに、思いやりの心や生命尊重の心を育む。

エ 児童一人ひとりに応じた指導を充実させる。

- ① いじめを許さないまち八王子条例に基づき、いじめの未然防止と初期対応の徹底を図り、週1回以上の学校いじめ対策委員会で組織的、継続的に対応を進め、児童一人ひとりが安心して通える学校をつくる。
- ② 欠席の多い児童や長期欠席の児童に対して状況把握を確実にし、教育機会の確保として、別室登校や校内での居場所づくり、オンラインを活用した面談等を行う。また、組織的に対応し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の外部との連携も図り、個に応じた丁寧な対応を行う。
- ③ 特別支援委員会による校内の支援体制を充実させ、児童一人ひとりの支援ニーズを的確に把握し、特別支援教育の充実を図る。また、近隣の特別支援学校との交流や連携した特別支援教育研修を行い、教員の専門性向上を図る。

オ 【第七中学校グループ(第五小、第七小、山田小)】で小中一貫教育のさらなる充実を図る。

第七中学校グループとしての共通目標(義務教育終了段階において育成すべき生徒像)を「知(確かな学力)・徳(豊かな心)・体(健やかな体)の調和のとれた児童・生徒」とし、「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」は、「自己実現に向けて、主体的に学び・考え・行動できる生徒」である。

そのために、第五小、第七小、山田小と児童・生徒の小中合同・一体化を一層具現化する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活運動習慣等調査の結果を基に、体育科の授業改善や食育指導や保健指導等を行うとともに、年間を通して持久走や縄跳び等の体力向上を目指した運動の日常化の取組を推進する。また、児童自ら率先して体力向上に取り組むことができるようにし、家庭と連携しながら運動習慣の更なる定着を図る。
- ② 「主体的・対話的で深い学び」をテーマに校内研究を進めるとともに、各教科は基より体育科におけるICT機器の効果的な活用について更なる研究を行う。1人1台の学習用端末を用い、個の課題を探求する個別最適な学び及び、自他の意見や考えを伝え合いながら思考を深めていく協働的な学びの充実を図っていく。
- ③ 児童の学習状況に応じた指導を行い、1人1台の学習用端末を活用して東京ベーシック・ドリル及び八王子市ベーシック・ドリル、ドリル型学習コンテンツ等に取り組みせ、基礎的な学習内容を確実に定着させる。週1回の朝学習でも1人1台の学習用端末を活用して、基礎学力の定着を図る。
- ④ 児童の基礎的・基本的な学力の定着を図るために、八王子市学力定着度調査・はちおうじっ子ミニマムや全国学力・学習状況調査等の調査結果を分析し、学習用端末を効果的に活用しながら学力の確実な定着を図る。
- ⑤ 低学年においても、外国語に触れ合う機会を年間4時間実施し、外国語活動への円滑な接続を図る。外国語を用いたコミュニケーションや言語活動を通して、文化の違いについて理解を深め、多様なものの見方や考え方があることに気付かせる。
- ⑥ 高学年における教科担任制を社会、理科、外国語の教科で実施し、専門性の高い教科指導を行うとともに、多面的・多角的な児童理解を図っていく。

イ 総合的な学習の時間

- ① 蚕や織物、高尾山や八ヶ岳、日光の自然や八王子との関連について、各教科で学習したことを基に横断的・総合的な学習を取り入れ、課題解決に向けた活動に取り組みさせる。また、富士森公園や信松院、産千代稲荷、大久保長安や松姫等の地域の自然・文化・人材を活用した探究活動にも取り組みさせることで、地域の人々との関わりを深め、地域の良さに気付かせ地域への誇りと愛情を育む。

ウ 特別活動

- ① 年間を通した縦割り班活動による集団遊びや八王子かるた遊び、清掃活動を通して、高学年にはリーダーシップや思いやりの心、低・中学年にはフォロワーシップや協力する態度の育成を図る。
- ② 児童会活動を通して、自主性を育むとともに、学校生活に変化をもたらす学校集団としての活力を高め、楽しく豊かな学校生活を送ることができるようにする。
- ③ 児童会活動（七小まつり）を通して、よりよい人間関係を築き、積極的に取り組もうとする態度を育む。また、児童の意見をできるだけ取り入れ自主性を伸長させる機会とする。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ① 特別の教科 道徳においては、「親切、思いやり」「生命の尊さ」を重点内容項目とし、学期1回のいじめ防止に関する授業を行う。道徳的価値を自分事として理解し実践するために、多面的・多角的に物事を捉え、深く考えたり互いに議論したりする授業改善に取り組む。
- ② 生命尊重・情報モラル等に重点を置き、道徳教育全体計画及び別葉を活用して理解と実践を進め、道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度を育成する。さらに、SNSの使い方も重点とし、道徳の授業と関連させながら、相手を思いやる使い方についても確実に指導を重ねていく。
- ③ 家庭・地域との共通理解を深め、地域と一体となって道徳教育を推進していくために、道徳授業地区公開講座を開催し、地域の人々と道徳について考えたり、家庭での道徳教育について一緒に考えたりする機会とする。

(3) キャリア教育

- ① 教育活動全体を通して、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用しながら、将来の夢や希望を育み、目標達成のために工夫・努力する態度を養い、自己肯定感や自己有用感を高めていく。
- ② 望ましい勤労観・職業観を育むために、学校探検、町探検、地域探検、地域施設の活用、職業調べ、職場訪問の学習など、地域の人と関わる体験活動を通し、自分の役割を果たそうとする意欲や態度、コミュニケーション能力を育成する。

(4) 特別支援教育

- ① 特別支援委員会や生活指導夕会で、配慮を要する児童に対する合理的配慮に関して共通理解を深め、1人1台の学習用端末を効果的に活用するとともに、特別支援コーディネーターや学校サポーター等と協働し、特別支援教育の充実を図る。個別の指導計画や学校生活支援シートを用いて指導の改善や引継ぎ等に活用する。
- ② 都立特別支援学校との副籍交流では、行事等での直接交流と学校便り等での文書交換の間接交流を通して、障害理解と思いやりの心を育成する。
- ③ 児童の実態に応じた、特別支援学級と通常学級の授業や行事での交流及び共同学習の推進を図っていく。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 災害、交通安全について、「自らの命は自らが守る」ことを基本として、学習や学級指導、毎月の避難訓練や交通安全教室等で安全に対する意識の向上を図る。また、性犯罪・性暴力対策を確実に行い、「生命を大切に」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」という意識を高めていく。
- ② セーフティ教室とメディアリテラシー教育では、外部団体と連携し、低学年では不審者対応、中学年と高学年では情報モラルについての学習を通して、自分の身を守る意識の向上を図るとともに、SNS学校ルールを策定し、保護者や家庭・地域と連携して取り組めるようにする。また、「七小のやくそく」を児童の実態や社会的ニーズに合わせ、見直し及び改善を図っていく。

イ いじめ防止等の取組

- ① 「八王子市のいのちの大切さを共に考える日」の取組として、全校朝会の講話等で生命の尊厳について考える機会をつくり、各学級の道徳科の授業で「生命の尊さ」を扱う。
- ② 学校いじめ防止基本方針に基づき、生活指導講話やふれあい月間の取組、SOSの出し方に関する教育等、教育活動全体を通して「いじめを許さない」をキャッチフレーズに自分も友だちも大切にする児童の育成を図る。
- ③ 週1回以上の学校いじめ対策委員会では、情報の共有及び対策の検討を行う。また、生活指導夕会、各種アンケート、子ども見守りシート、保護者面談等も活用し、いじめの未然防止と早期発見及び組織的対応を図る。さらに、全児童と担任の面談を設定し、相談しやすい人間関係の構築やいじめや問題行動の早期発見に努める。

ウ 不登校児童への支援

- ① 欠席の多い児童や長期欠席の児童に対しては、登校支援コーディネーターを中心に「個票システム」を活用して児童の欠席状況を把握し原因や対応を分析する。週1回開催の不登校対策委員会で実態に応じた手だてを探り、保護者やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等と連携して児童の心に寄り添った支援や居場所づくりを行う。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組（第七中学校グループ）

- (取組1) 体育祭での小学校6年生の参加、小・中合同あいさつ運動、合唱コンクールでの小学校6年生招待などを実施する。
- (取組2) 学力定着プロジェクトチームで、市の学力定着度調査やはちおうじっ子ミニマムを分析し、課題を明確にし、その課題解決に向けてドリル型学習コンテンツを活用するなど、基礎学力の定着に向けた取組を企画立案・実施する。
- (取組3) 小中一貫教育の日における小学校の授業参観と分科会、中学校入学にあたっての各担当者による小学校への入学前の情報共有などにより、グループ内の生活指導等の諸情報を共有する。
- (取組4) 地域と合同で行う活動としては、年3回地域クリーン活動や花いっぱい運動、地域の行事への小中学生の積極的参加を促す。また、小中合同あいさつ運動週間などを地域の方と連携して行う。

イ 学力向上の取組

- ① はちおうじっ子ミニマムでの定着率100%、第2年生の九九の定着100%をめざしコンクールを開催する。

ウ その他

- ① 「高尾山とんとん昔語り部の会の武州語り」や保護者図書ボランティアによる読み聞かせを行うとともに、電子書籍も活用し、児童の読書に関する多様な興味や関心を引き出す。
- ② 第七小学校2020レガシーでは、特別支援学級（さくら学級）との交流及び共同学習や都立八王子特別支援学校との交流を通して、障害に対して正しく理解し認識を深めさせる。
- ③ 1人1台の学習用端末については、第1学年の1学期から活用をはじめ、各教科の年間指導計画や情報活用能力系統表（ICT活用技能編）に基づき、情報モラルも含めた確実な知識・技能の定着を図る。
- ④ 「保幼小連携の日」には、児童と園児の交流や近隣の幼稚園や保育園との職員交流を図り、円滑な進学に向けて連携を図るとともに、入学時にはスタートカリキュラムを活用した取組を確実に行っていく。
- ⑤ 地域行事への参加を促し、朝会での紹介やキャリア・パスポートでの振り返りを通して、郷土愛を育んでいく。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	16	20	21	16	2	20	22	19	18	16	18	16	204
2	16	20	21	16	2	20	22	19	18	16	18	16	204
3	16	20	21	16	2	20	22	19	18	16	18	16	204
4	16	20	21	16	2	20	22	19	18	16	18	16	204
5	16	20	21	16	2	20	22	19	18	16	18	17	205
6	17	20	21	16	2	20	22	19	18	16	18	16	205
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年は、1学期始業式と卒業式に参加しないため授業日数を2日減。 ・第2学年から第4学年は、入学式と卒業式に参加しないため授業日数を1日減。 ・第5学年は、入学式に参加しないため授業日数を1日減。 ・第6学年は、修了式に参加しないため授業日数を1日減。 ・夏季休業日を7月24日から8月27日までとする。 ・都民の日と開校記念日は授業日とする。 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表（1単位時間は、45分とする。）

領 域		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
特別活動(学級活動)		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980 (10)	1015 (10)	1015 (10)	1015 (10)

備 考

ア その他の授業時数

区分		学年	1	2	3	4	5	6
児童会活動	児童会集会活動		4	6	6	6	7	7
	委員会活動						11	11
クラブ活動						20	20	20
学校行事			53 1/3	53 1/3	65 1/3	61 1/3	76 1/3	92 2/3
学級・学年裁量の時間			22	10	6	6	7	7

イ 1 単位時間

- ・ 1 単位時間は45分とする。
- ・ クラブ活動を1回につき60分実施し、全15回行う。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

- ・ 第3学年はクラブ見学のため、2時間増加とする。
- ・ 第5学年と第6学年は、2時間連続の練習時間を確保するため、水泳指導期間、運動会練習期間、学芸会練習期間、七小まつり準備期間に、月曜6時間目の授業を増加する。
- ・ 毎週火曜日と木曜日に「ぐんぐんタイム」を設定し、国語科の漢字指導を15分単位で行う。
 - 第1学年 火、木 (13時30分～13時45分) 年間20時間30分
 - 第2学年 火、木 (13時30分～13時45分) 年間25時間
 - 第3学年 火、木 (13時30分～13時45分) 年間24時間15分
 - 第4学年 火、木 (13時30分～13時45分) 年間24時間15分
 - 第5学年 火、木 (13時30分～13時45分) 年間25時間
 - 第6学年 火、木 (13時30分～13時45分) 年間24時間

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

- ・ 総合の郷土学習として、調べ学習の時間を10時間行う。
 - 第3学年「八王子が「桑都」とよばれるひみつをさぐる」
 - 第4学年「靈氣満山高尾山」
 - 第5学年「八王子で受け継がれている伝統文化やお祭りを調べよう」
 - 第6学年「八王子の歴史について調べてみよう」

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・ 朝読書、朝学習 (午前8時20分～午前8時30分)

カ その他

- ・ 第1学年、第2学年の外国語活動 (年間4時間)